

事例研究～中国ビジネス法務

(第48回) 汚染企業責任者の拘留も
史上最強の環境保護法北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

2015年1月1日から施行された中国史上「最強」との呼び声の高い環境保護法について、前回のコラム(第47回)では「1日ごとの罰金」リスクについて事例とともに解説しました。続きとなる今回は、もう一つの注目すべき点である取締機関が、企業の責任者または部署の担当者を拘留する行政処分について、事例を挙げて解説いたします。

◇企業の責任者、担当者が拘留された事例

公開されたデータによると、四川省L市の環保局と公安局は2015年6月12日、現地企業のZ社が河川に有害な汚水を流しているという現地住民からの通報を受け、Z社に対する抜き打ち検査を実施しました。その結果、Z社は以前「環境アセスメント」に合格し汚水処理施設も造っていたにもかかわらず、当局には内緒で秘密の排水管を1本設置し、何も浄化処理を行っていない工業廃水を直接河川に垂れ流していたことが分かりました。当局は現場で証拠をつかむと、Z社に対し問題の配水管を即刻撤去するよう命じ、8万円の罰金を科すだけでなく、工場長と設備作業員の2人をそれぞれ10日間拘留する行政処分を決定しました。

◇企業の責任者、担当者への拘留処分は強烈な抑止力

新法が施行される前は刑法に「環境汚染罪」という罪名こそあれど、適用条件がとても厳しかったため実際に運用されることはまれで、汚染企業の責任者に対し、身柄の自由を制限する処分はありませんでした。また、処分は企業への罰金が主でしたが、当時の罰金額は現行の様に1日ごとの罰金ではなく一度きりの請求であったため、違反することで得られる利益に対して罰金額が小額すぎて、違反に対する抑止力になっていませんでした。

新法では、こうした点への対策として日数的に5日から15日の行政拘留という新たな処分措置を設けました。取り締まりの対象は、企業から個人にまで及び、次の4種類の状況において適用を認めるものとなりました。

- (1) 建設プロジェクトに対し法に基づく環境アセスメントを実施しておらず、建設停止命令にも従わなかった場合
- (2) 法律規定に違反して汚染物排出許可証を取得せずに汚染物を排出して、排出停止命令にも従わなかった場合
- (3) 地下配管、浸透井戸、浸透坑、灌注を使い、または監測データを改ざん、偽造するほか、汚染防止設備を正常に運用しない等の方法で検査から逃れ、違法に汚染物を排出していた場合
- (4) 国が明確な規定で生産と使用を禁止している農薬を生産、使用し、改善命令にも従わなかった場合

行政拘留の適用範囲は「環境汚染罪」の適用範囲よりも大幅に広範であり、既に施行されており、各地方の環境保護取締機関が積極的に採用しています。不完全ながら中国環境保護部の統計によると、今年の1月と2月だけで各地の取締機関による企業責任者拘留案件は107件に上っており、実務上、大きな抑止力になっていることが伺えます。

◇日系企業の皆さまにご留意いただきたいポイント

拘留処置の導入によって、環境保護部の取り締まりの対象は「企業」から「企業+責任者」へと変わり、これによって在中の日系企業の経営層にとっては個人的なリスクが高まったことに疑いはないでしょう。こうしたリスクの予防は、企業が当然負うべき責任となりました。個々の会社の環境保護法の遵守体制を強化し続けることによって、現地経営層が拘留されるようなケースを避ける対策を取ることが必要となってくるでしょう。